

ホームページ作成支援“らくがき”団体規約

1.名称と所在地

団体名称は「ホームページ作成支援“らくがき”」（以下、本団体）、事務所を代表者の居住する場所に置く。

2.設立年

本団体の前身は、2005年6月1日設立の「ホームページ作成支援“らくがき”」である。2013年12月1日、広く団体・個人等へのホームページ・パソコン支援を目的に新発足する。

3.目的

現在の社会構造は、近年の情報技術（以下、IT）の進歩により、大きく変わってきている。この時代の流れに沿ったITで、団体・個人等への支援を通じて、地域活動、団体活動等の活性化、効率化に寄与することを目的とする。

4.活動内容

ボランティア、市民活動団体等の活動PR、会員獲得PRなどを目的としたホームページの作成支援、パソコン技能アップ支援等により、ITを活用した団体・個人等の活動の活性化・効率化等に寄与する活動を展開する。

- （1）キックス・公式ホームページ作成支援
- （2）ボランティア・市民活動団体・個人等へのホームページ作成支援
- （3）会員相互のITのスキルアップ

5.役員

本団体に次の役員を置く。全ての役員は総会での承認を得て、任命される。

- （1）代表者：代表者は本団体の業務を統括。任期は1年。再任を妨げない。
- （2）副代表者：副代表者は代表者を補佐。任期は1年。再任を妨げない。
- （3）運営委員：委員は4名。本団体の運営を執行。任期は1年。再任を妨げない。
- （4）会計：会計は1名。任期は1年。再任を妨げない。
- （5）監事：監事は1名。会計の監査。任期は1年。再任を妨げない。

6.会員

本団体の活動趣旨に賛同する個人は運営委員会の承認を得て、本団体の会員になることができる。会員希望者は、所定の申込用紙に必要事項を記入、事務所に提出すること。会員は別に定める会費を納入しなければならない。会員が納入した会費は、その理由を問わずこれを返還しない。会員は任意で退会することができる。会員は次のいずれかに相当する

時は、運営委員会の議決により除名することができる。

- (1) 本団体の名誉もしくは会員たる名誉を傷つけた時
- (2) この規約に反する行為があった時
- (3) 本団体の事業を妨害した時
- (4) 本団体の会員として不適格と判断した時

7.総会

年に1回の通常総会および必要に応じて臨時総会を行う。総会は会員の3分の1の参加によって成立する。議長は代表が勤める。議事は出席会員の過半数の同意により決し、可否同数の時は議長が決する。総会は以下の事項について承認を行う。

- (1) 団体規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) 役員の選任等に関する事項
- (5) 組織等に関する事項
- (6) その他、本団体の運営に関する重要事項

8.運営委員会

本団体に運営委員会を置く。運営委員会は役員で構成し、本団体規約の定め、および運営委員会の議決に基づき本団体の業務を執行する。

9.事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日までを本団体の事業年度として定める

。

附 則

- 1. この会則は、平成25年12月1日から施行する。

会 費

年額1,200円とする。ただし、途中入会の場合、入会月を含めた残りの月数に100円を乗じた額を徴収する。

以 上